

虐待防止のための指針



一般社団法人由利本荘医師会
医師会居宅介護支援センター

1. 一般社団法人由利本荘医師会 医師会居宅介護支援センターにおける虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に示すとおり、その防止に努めることはきわめて重要である。医師会居宅介護支援センターでは、介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、医師会居宅介護支援センターが掲げる倫理「利用者さまの尊厳と人権を守ります。」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し、再発防止策を講じる。そのための具体的な組織体制、取り組み内容等について本指針に定める。

また、医師会居宅介護支援センターの職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待および、セルフネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として「由利本荘医師会病院虐待防止検討委員会(以下、委員会)」を設置する。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は由利本荘医師会病院(事務局長、総看護師長、介護医療院看護師長、リハビリテーション科技師長、医事課事務)、医師会居宅介護支援センター管理者、医師会訪問看護ステーション管理者、医師会居宅介護支援センター介護支援専門員とする。

委員会の責任者として委員長をおき、これを由利本荘医師会病院事務局長が務めることとする。

副委員長を各部門長が務め、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための各部門の担当者(以下、担当者)」とする。

各構成委員の役割は以下の通りとする。

- ・由利本荘医師会病院事務局長・・・委員長、虐待の防止に関する措置を適切に管理するための担当者
- ・医師会居宅介護支援センター管理者・・・副委員長、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
- ・介護支援専門員・・・委員、利用者・家族等への説明、相談対応、虐待防止の周知、進捗管理

(3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年2回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催する。また、定期開催については、身体拘束適正化委員会との共催とする。重大な虐待事例が発生した場合は、迅速に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法を検討する。

(4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに必要な取り組み事項を決定する。

- 1) 虐待防止検討委員会の組織に関すること
- 2) 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- 3) 虐待の防止のための職員研修に関すること
- 4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制に関すること
- 5) 職員が高齢者虐待を把握した場合に、各関係機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 8) 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容および結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成、回覧し、医師会居宅介護支援センター全体で周知徹底を図る。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

医師会居宅介護支援センターの全職員が虐待を行う可能性や虐待を発見する可能性についての研修が必要となる。そのため、全職員を対象とした虐待の防止のための研修を計画的に実施する。

(1) 定期研修

年1回のWEB研修会を実施する。行政等が開催する「高齢者虐待防止」や「権利擁護」に関する研修を受講する。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人研修の一環として虐待の防止のための研修を行う。

(3) 研修記録

研修実施ごとに、研修内容、日時、研修受講者について記録する。

4. 虐待等を発見した場合の対応に関する基本方針

(1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面を確認したり、虐待と認められる行為を発見した場合、高齢者虐待防止法第7条第2項に基づく通報義務が発生する。その場合、速やかに下記に通報する。その後、委員長に報告する。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請すること。

また、通報者に関しての秘密は守られ、高齢者虐待防止法第8条・第23条により、通報の際に氏名を名乗らないことも可能である。

【通報先】 由利本荘市健康福祉部長寿生きがい課 電話 0184-24-6323

(2) 施設内での報告および対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者等を発見し、通報した場合には、速やかに委員長に報告する。報告を受けた委員長は下記の対応もしくは、対応の指示を適時適切に実施する。

当該利用者の心身の状況の確認、安全確保

- 1) 由利本荘市健康福祉部長寿生きがい課への通報の有無の確認
- 2) 家族に確認や報告(第一報)
- 3) 職員や介護サービス事業所に事実確認
- 4) 委員会の臨時開催および原因分析、事後対応、再発防止策の検討
- 5) 事後対応、再発防止策の周知と実行
- 6) 家族に事後対応、再発防止策を報告(第二報)
- 7) 介護サービス事業所に事後対応、再発防止策を報告
- 8) 虐待事例の事例検討会の実施

(3) 秋田県および由利本荘市が実施する高齢者虐待に係る調査協力

秋田県および由利本荘市から、高齢者虐待に係る調査依頼等があった場合には、速やかに協力する。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)(2)(3)に準じる。なお、虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待してしまったと感じた時には、委員長に虐待に

についてのインシデント報告を行う必要がある。

(2) インシデント・アクシデント報告体制

由利本荘医師会病院の医療安全報告委員会規則に従う。

(3) 由利本荘医師会病院の医療安全委員会は、インシデント報告に虐待が疑われる事例が含まれていないかを確認する。虐待が疑われるような事例を発見した場合には、本指針4の(1)(2)(3)に準じる。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含め、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ情報提供し、相談機関を紹介する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、医師会居宅介護支援センターと由利本荘医師会病院に設置する苦情対応窓口において受け付ける。

受付担当者は、苦情等の内容を聞き取り、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、委員長を通じて、苦情対応責任者(由利本荘医師会病院事務局長)に報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族等、医師会居宅介護支援センターへの来所者および医師会居宅介護支援センター職員、由利本荘医師会病院職員がいつでも閲覧できるよう、医師会居宅介護支援センター内に掲示する。

9. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否および改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

10. 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。